# 女性の職業選択に資する情報の公表について (令和6年7月公表)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条の規定に基づき、下記のとおりお知らせします。

①女性職員の採用割合(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

行政職	技能労務職
-	-

<sup>※</sup>期間内の採用がなかった場合は、一、とする

②採用試験の受験者の女性割合(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

行政職	技能労務職
-	-

<sup>※</sup>期間内の採用がなかった場合は゛ー゛とする

## ③職員の女性割合(令和6年4月1日現在)

行政職	技能労務職
30.0%	8.3%

④管理職の女性割合(令和6年4月1日現在)

全職	战員
0.0	0%

⑤各役職段階の職員の女性割合(令和6年4月1日現在)

主査等	主幹等	室長等	部長等
0.0%	50.00%	0.0%	0.0%

<sup>※</sup>構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

<sup>※</sup>構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

## ⑥中途採用の男女別実績(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

男性	女性
-	-

<sup>※</sup>実務経験を募集要件とした採用試験による採用者の人数。

## ⑦継続勤務年数の男女差(令和6年4月1日現在)

	行政職	技能労務職
男性	28.1年	28.6 年
女性	-	-

<sup>※</sup>職員の女性割合が0%の場合は"一"とする

## ⑧約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合(令和6年4月1日現在)

	行政職	技能労務職
男性	-	-
女性	-	-
合計	-	-

<sup>※9</sup>年度前から11年度前に採用した職員の継続任用割合。

ただし、採用した職員がいない場合は"-"とする。

## ⑨男女別の育児休業取得率(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

	行政職	技能労務職
男性	-	-
女性	-	1

<sup>※</sup>上記期間において、取得可能となった職員のうち育児休業を取得した職員の割合。 ただし、取得可能となった職員がいない場合は"-"とする。

<sup>※</sup>期間内の採用がなかった場合は、一、とする

<sup>※</sup>構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

<sup>※</sup>構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

<sup>※</sup>構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

## ⑩男性の配偶者出産休暇等取得率(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

	行政職	技能労務職
男性	-	-

<sup>※</sup>上記期間において、取得可能となった職員のうち休暇等を取得した職員の割合。 ただし、取得可能となった職員がいない場合は"-"とする。

## ⑪超過勤務の状況(月平均時間)(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

行政職	技能労務職
34.5時間	7.8時間

## ⑫超過勤務の状況(月平均時間、短時間勤務職員等含む)(令和5年4月2日~令和6年4月1日)

行政職	技能労務職
22.5時間	7.8時間

## ③年次有給休暇の平均取得日数(令和5年1月1日~令和5年12月31日)

全職員	
17.6	

## ⑭年次休暇等取得率(令和5年1月1日~令和5年12月31日)

行政職	技能労務職
77.1%	96.1%

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の公表内容に関する調査(令和5年度実績)

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	-
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	-

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

## (1) 役職段階別

(2) (2) (3)	
役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

#### (2) 勤続年数別

(2) 33/00 1 30/03	
勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	-
31~35年	-
26~30年	-
21~25年	-
16~20年	-
11~15年	-
6~10年	-
1~5年	-

## 3. 【説明欄】

<b>3. 【p/L*クプ11㈱</b> 】				
○令和5年度の「1. 全職員に係る情報」及び「2.	「任期の定めのない常勤職員」	に係る役職段階別及び勤続年数別の情報」	については、	特定の
職員の給与が推測し得ること等から公表を行いません	٨.			